

県立図書館の施設整備の方向性について

○県立図書館の機能集約の検討

○施設整備の方向性

○管理運営の在り方

○具体的な取組と評価・検証

県立図書館の施設整備の方向性

■ 県立図書館の機能集約の検討

§ 機能集約の検討の必要性と考え方

- 県教育委員会では、平成23年12月に策定した「今後の在り方」の中で、「県立図書館4館構想」から現在の「中央図書館を中心とした3館体制で機能強化」に方針の転換を図った。
- 「今後の在り方」で早急に改修を行う必要性が指摘されていた中央図書館については、平成24年に実施した改修計画事前調査の結果、耐震改修が技術的に難しい問題を抱えていることが判明している。
- 他にも改修に伴う工事費の不経済性、建物の老朽化やバリアフリー不足、書庫不足などの様々な問題点を考慮すると、建物自体の建替えを最も現実的な選択肢として検討する段階にあると言える。
- これからの県立図書館の施設整備の方向性を検討するに当たっては、平成28年7月に行政改革推進本部で決定した「公の施設の見直し方針」における「現行の県立図書館3館体制について、その役割や今後の図書館を取り巻く状況を踏まえ、機能集約化等も含め継続して検討を行う」との指摘を踏まえることが必要である。
- 機能集約の検討の考え方としては、3館ある県立図書館について、3館を維持していくパターンと、2館、または、1館に減少するパターンとが考えられ、2館、1館のパターンでは、図書館の組合せにより、さらに複数のパターンが想定される。
- 県立図書館の抱えている課題や求められる役割を勘案して、最も現実的な選択肢であろう以下の3つのパターンに検討範囲を絞った上で、利用者サービスへの影響、県立図書館機能の発揮、図書館経営の合理化といった視点で比較検討を行うこととした。
 - 【パターンA】現状の3館体制を維持し、各々の館でこれまでのサービスを展開する。(中央図書館を改築した上で、3館体制を維持するパターン)
 - 【パターンB】耐震問題などを抱えている中央図書館を廃止し、中央図書館の機能は西部・東部の2館で分担する。(2館体制への機能集約を図るパターン)

【パターン C】中央図書館を改築し、西部・東部の図書館機能を中央に統合する。

(1 館体制への機能集約を図るパターン)

§ 資料の集約による利用者サービスの向上

- 県立図書館では、3 館それぞれが分野を分担して資料整備をしてきたが、各館が重点分野を分担して資料を収集し、保存することは、各館の利用者の要求に必ずしも適ったものではなく、分野をまたがる複合的な課題に対して調査を行う上で不便が生じています。
- 課題解決支援のため、司書が電話やメール、窓口でレファレンスサービスに応じる際も、自館の重点収集分野と異なる調査依頼に対して、調査に時間を要することもあり、レファレンスサービスの効率性・迅速性にも難点がある。
- これらの課題については、資料を1 館に集約することで、利用者サービスの向上につながることを期待できる。

§ 人的資産（司書）の集約（結集）による図書館機能の強化

- これからの図書館は知識基盤社会における地域の発展を支える情報拠点としての役割が期待されているが、高度情報化社会において県民や企業などからの高度な調査相談に対応していくためには、レファレンスサービスに応じる職員にも専門性の高さが求められる。
- 現在3 館に分散している司書を1 館に結集することにより、課題解決支援機能などの県立図書館機能をより強化させることが期待できる。

§ 施設の集約による業務の効率化とコストの削減効果

- 施設を集約した場合を、3 館体制とを比較すると、前者は現在分散して行っている資料の搬送作業や蔵書整理、職員養成のための研修機会の提供などの労力の無駄が省かれ、効率化により新たな図書館サービスの展開が期待できる。
- 施設を集約した場合、図書館の運営に要する経費を大幅に削減することもでき、1 館体制と3 館体制との今後30 年間の図書館関係の総コストの差額は約72.4 億円程度生じることが見込まれ、これは県立図書館の資料購入費（平成29 年度）の約120 倍に上る。

§ 結論と機能集約後の留意点

- 利用者サービスへの影響、県立図書館機能の発揮、図書館経営の合理化、のそれぞれ視点から検討した結果から総合的に判断すると、県立図書館は現状の3館体制を改めて、1館に機能集約を図った上で、図書館機能を高めていくことが望ましい。
- 機能集約する場合、これまで県立図書館が果たしてきた各地域の市町村立図書館などとの連携による地域の図書館ネットワーク機能を損なうことが無いよう留意し、運営相談や人的交流などの面でもこれまでの県立図書館と市町村立図書館などとの関係を維持・発展させるよう十分に配慮しなければならない。
- 市町村立図書館の支援を通じて県全体の図書館サービスの充実を図ることも県立図書館の役割であり、市町村立図書館との資料の相互貸借などの連携を強化することにより、県民の読書環境の向上に取り組む必要がある。

■ 施設整備の方向性

- 県立図書館の施設整備の方向性を検討するに当たっては、平成28年2月に策定された「千葉県公共施設等総合管理計画」を踏まえ、環境負荷の低減やライフサイクルコストの削減を意識し、整備手法については、行政改革計画・財政健全化計画に基づきPPP/PFIなどの民間活力の幅広い活用を検討する。

§ 複合化の可能性

- 類似施設との複合化は、施設総量の縮減効果のみならず、県立図書館の機能を強化し、県民サービスの向上、施設管理経費や人件費の削減などの効果が期待できる。

§ バリアフリー

- 施設整備に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)を踏まえるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)第5条の規定に基づく、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うための整備に努める。

§ 立地条件

- 図書館は、本県の文化を継承し支える知的基盤として、人を育て、産業の振興・地域の活性化に寄与する公の施設であり、図書館ネットワークや関係機関との連携などを考慮すると、行政情報を含めた多様な情報が収集・発信・蓄積される県中央部に立地することが適当と考えます。

■ 管理運営の在り方

- 県立図書館の役割は、市町村立図書館や学校図書館などの支援、県内図書館ネットワークの広域的かつ長期的な視野に立った強化、先進的な図書館サービスの調査研究、研修プログラムの開発・実施などである。
- これらの役割は司書の専門知識や長年培ってきた経験によって十分に果たされるもので、このような知識と経験を持った司書の継続的な確保を考えると、指定管理者制度を全面的に導入することは、県立図書館には適さないと考える。
- 図書館業務のうち、施設の維持管理業務や図書館資料の搬送業務など個々の業務については、指定管理者制度などの民間活力の活用により、コスト削減やサービス向上が図られる可能性もあり、今後、施設の整備手法と併せて検討していく必要がある。

■ 具体的な取組と評価・検証

- 図書館サービスを充実させ、県立図書館の機能をより高めていくためには、運営に対する目標を明確化し、目標の達成状況を常に評価・検証し、新たな取組に反映していく姿勢が不可欠である。
- 見直しを行った県立図書館の役割と機能に従い、新たに5年程度の期間の運営目標と具体的な取組を盛り込んだ行動計画を策定した上で、毎年その評価・検証を行い、図書館サービスの向上に努める。